

安全保障理事会 2214 (2015)

2015年3月27日、安全保障理事会第7420回会合にて採択

安全保障理事会は、

安保理諸決議 1267 (1999)、373 (2001)、1624 (2005)、1989 (2011)、2161 (2014)、2170 (2014)、2174 (2014)、2178 (2014)、2195 (2014) および 2199 (2015) 並びに関連する安保理議長諸声明を想起し、

国際連合憲章に従った国際の平和および安全の維持に対する安保理の主要な責任を再確認し、

あらゆる形態および表現におけるテロリズムは、国際の平和および安全に対する最も重大な脅威の一つを構成すること並びにテロリズムのどんな行為も、その動機、何時また誰により犯されたものかにかかわらず犯罪でありまた正当化できないことを再確認し、そして地球規模の水準でこの苦悩と闘う包括的な取組の有効性を高めることに更に貢献する決意を残しつつ、

国際連合憲章および国際法に従って、テロリストの行為により引き起こされた国際の平和および安全に対する脅威に、あらゆる手段により闘う必要性を再確認し、そして国際連合がこの取組を主導することおよび調整することにおいて果たす重要な役割をこれに関連して強調し、

開発、安全保障および人権が相互に補強しておりまたテロリズムに対処することに対する効果的かつ包括的な対処方法にとって極めて重要であることを認識し、そしてテロ対策戦略の特定の目標は、持続可能な平和および安全を確保することであるべきことを強調し、

テロリズムはいかなる宗教、民族または文明と関連づけることはできずまた関連づけるべきではないことを再確認し、

制裁が、テロリズムに対処することを含む、国際の平和および安全の維持や回復における国際連合憲章の下での重要な道具であることを強調し、そして関連諸決議、とりわけテロリズムとの闘いにおけ

る主要な文書としての安全保障理事会諸決議 1267 (1999) と 1989 (2011) の迅速且つ効果的な実施の重要性を強調し、

安保理決議 1373 (2001) およびとりわけ全ての国家は、テロ行為の資金調達を予防しまた抑圧しそしてテロリスト集団の構成員の勧誘を抑圧することやテロリストへの兵器の供給をなくすことによるものを含んで、テロ行為に関与した団体または個人に、積極的にまたは消極的に、あらゆる形態の支援を提供することを控えるものとするというその決定を再確認し、

テロリズムとテロリストの資金調達に対処する加盟国の能力を構築する著しい必要性を認識し、

イラクおよびレバントのイスラム国 (ダーシュとしてもまた知られている ISIL) により至るところで犯されたものを含む、テロ行為により引き起こされた国際の平和および安全に対する脅威に、国際連合憲章および国際法に従って、あらゆる手段により闘う安保理の決意を再確認し、そして全ての加盟国に対し、これに関連して積極的に協力することを促し、

ISIL への忠誠を宣言するリビアにおけるテロリスト集団の増大する傾向について深刻な懸念を表明し、

ISIL、ISIL への忠誠を誓った集団、アンサール・アル・シャリア・ベンガジおよびアンサール・アル・シャリア・デルナ (以下アンサール・アル・シャリアとしてまとめて言及する) 並びにリビアで活動しているアル・カーイダと関係を有する全ての他の個人、集団、企業および団体について、また一般住民に対する悪化している人道的影響を含む、リビア、近隣諸国並びに同地域の安定についての彼らの存在、暴力的な過激主義的イデオロギーや行動の悪影響について深刻な懸念を表明し、

シルテにおける多数のエジプト国民の最近の卑劣なまた凶暴な誘拐や殺害およびクバにおけるリビアの一般人の殺害を含む、ISIL、ISIL への忠誠を誓った集団、アンサール・アル・シャリアおよびリビアで活動しているアル・カーイダと関係を有する全ての他の個人、集団、企業および団体により犯されたテロ行為を憂慮し、

リビアにおける紛争の激しさ、期間および処置しにくいことを増しそして彼らの出身国、彼らが通

過した国家そして彼らが渡航する国家並びに深刻な治安上の重荷により影響を受けているリビアの近隣国家に対して重大な脅威をまた与えているリビアや同地域における外国人テロ戦闘員により与えられた深刻なそして増大する脅威に深刻な懸念を表明し、

外国人テロ戦闘員により与えられた脅威に対処することは、テロリズムに対する先鋭化を防止すること、勧誘を抑止すること、外国人テロ戦闘員の渡航を抑制すること、外国人テロ戦闘員に対する財政的支援を途絶させること、テロリズムに資することができる暴力的な過激主義に対処すること、過激主義または不寛容により動機付けられたテロ行為への扇動に対処すること、政治的および宗教的寛容、経済的開発並びに社会の結合と包含性を促進すること、武力紛争を終わらせそして解決すること、また社会復帰と生活復帰を促進することによるものを含んで、根本的な要因に対処することを、包括的に要求していることを認識し、

ISIL、アンサール・アル・シャリア、およびリビア南部におけるものを含む、リビアで活動しているアル・カーイダと関係のある全ての他の個人、集団、企業および団体により国際の平和および安全に対して与えられた継続した脅威に深刻な懸念をもって留意しそしてその脅威の全ての側面に対処する安保理の決意を再確認し、

勧誘とテロ行為を犯すための扇動の目的のために、新しい情報通信技術、とりわけインターネットのテロリストおよびその支援者による、国際化された社会での増加した使用に懸念を表明し、

リビアにおける政治的および安全上の危機に対する政治的解決を助長するため国際連合事務総長特別代表により果たされた取組を称賛し、

リビアの主権、独立、領土保全および国家の統一に対する安保理の強い公約を再確認し、

1. ISIL、ISIL への忠誠を誓った集団、アンサール・アル・シャリアおよびリビアで活動しているアル・カーイダと関係を有する全ての他の個人、集団、企業および団体により犯された全てのテロ行為を非難し、そして彼らと十分に闘う包括的対処方法の必要性をこれに関連して強調する。

2. ISIL、アンサール・アル・シャリアおよびリビアで活動しているアル・カーイダと関係を有す

る全ての他の個人、集団、企業および団体に関するものを含む、安全保障理事会諸決議 1267 (1999)、1373 (2001)、1624 (2005)、1989 (2011)、2161 (2014)、2170 (2014)、2174 (2014)、2178 (2014)、2195 (2014) および 2199 (2015) の完全実施の必要性を強調する。

3. 加盟国に対し、リビア政府と調整して ISIL、ISIL への忠誠を誓った集団、アンサール・アル・シャリアおよびリビアで活動しているアル・カーイダと関係を有する全ての他の個人、集団、企業および団体により犯されたものを含む、テロ行為により引き起こされた国際の平和および安全に対する脅威に、国際連合憲章および国際法に従って、あらゆる手段により闘うことを促す。

4. 諸決議 1267 (1999) および 1989 (2011) に従って設立された委員会への加盟国による、ISIL、アンサール・アル・シャリアおよびリビアで活動しているアル・カーイダと関係を有する全ての他の個人、集団、企業および団体を支援している個人と団体の一覧表掲載要求の提出を奨励し、そして委員会に対し、ISIL、アンサール・アル・シャリアおよびリビアの一覧表に掲載された他の団体を支援している個人と団体の追加の指定を緊急に検討することを更に奨励する。

5. 決議 2161 (2014) に従って、ISIL、アンサール・アル・シャリアおよびリビアで活動しているアル・カーイダのために資金調達している、武装させている、計画しているまたは勧誘しているか若しくはインターネット、ソーシャル・メディアまたは他の手段のような情報通信技術を通じたものを含んで、彼らの行為や活動を別の方法で支援している、彼らと関係のある個人、集団、企業および団体の一覧表掲載を検討する安保理の強い決意を表明する。

6. 加盟国は、テロリズムに対応するために講じられたあらゆる措置が、国際法、とりわけ国際人権法、国際難民法および国際人道法の下での自国の全ての義務を遵守することを確保しなければならないことを再確認し、そして人権、基本的自由および法の支配の尊重が、補完的でありまた効果的なテロ対策と相互に補強しており、また成功するテロ対策の不可欠な部分であることを強調しそしてテロリズムを効果的に予防しそして闘うために法の支配に対する尊重の重要性に留意し、またこれらおよび国際連合憲章の下でのものを含む他の国際的義務の不遵守は、増加した先鋭化に貢献している要因の一つであり、刑事責任の免除の意識を助長することに留意する。

7. 決議 1970 (2011) の第 24 項に従って設立された委員会に対し、ISIL、ISIL への忠誠を誓っ

た集団、アンサール・アル・シャリアおよびリビアで活動しているアル・カーイダと関係を有する全ての他の個人、集団、企業および団体と闘うリビアの正式な軍により用いられるために同政府に対し、関連する弾薬および予備部品を含む、武器や関連物資の移譲または供給についての決議 2174（2014）の第8項の下での要請を迅速に検討することを求め、そして関係国に対し、そのような要請についての関連情報を提供することを促す。

8. 必要な安全および能力構築援助と共に提供することを含んで、リビア政府に対し支援や援助を提供することの重要性を強調する。

9. 加盟国に対し、ISIL、ISIL への忠誠を誓った集団、アンサール・アル・シャリアおよびリビアで活動しているアル・カーイダと関係を有する全ての他の個人、集団、企業および団体により与えられた脅威に対処するため、必要且つ適切な場合また要請に基づいて、他の加盟国の能力を構築するのを助けることを求め、そしてそのような国の、準地域のまたは地域の能力を構築するのを助ける加盟国による二国間援助を歓迎しまた奨励する。

10. ISIL、ISIL への忠誠を誓った集団、アンサール・アル・シャリアおよびリビアで活動しているアル・カーイダと関係を有する全ての他の個人、集団、企業および団体と闘うリビア政府の、またその要請に基づいてこれに関連してリビア政府を支援している国際社会の構成員の、取組に対する強い支持を表明する。

11. リビアにおける危機の平和的解決を見出すことに関するアフリカ連合、アラブ諸国連盟およびリビアの近隣諸国の重要な役割を認識しそして ISIL、ISIL への忠誠を誓った集団、アンサール・アル・シャリアおよびリビアで活動しているアル・カーイダと関係を有する全ての他の個人、集団、企業および団体により与えられた国際の平和および安全に対する脅威に対抗することにおけるその取組を称賛する。

12. リビア政府と暴力を放棄した全てのリビアの当事者との間の国際連合主導の政治的対話に対する安保理の支持を表明し、そして彼らに対し、国民統一政府を形成する目的で事務総長特別代表の活動に建設的に関与することを求め、そして対話における彼らの継続的参加を称賛する。

13. 諸決議 1267（1999）および 1989（2011）に従って設立された委員会の分析支援および制裁履行監視チームに対し、180 日以内に報告することそして 90 日以内に 1267 委員会に対し、ISIL、アンサー・アル・シャリアおよびリビアで活動している全ての他の個人、集団、企業および団体により与えられたリビアにおけるテロの脅威について、また彼らの武器、資金調達、勧誘、人口構成、同地域におけるテロリスト網への連携の源についての予備的な口頭での最新情報、そして脅威に対処する追加の行動についての勧告を提供することを指示し、またこれらの報告についての委員会での議論の後、委員長がその主要な所見について安全保障理事会に説明することを要請する。

14. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。